

原状変更に関するよくある質問（Q&A）

Q1 手すりの設置など簡単な改修はできますか？

A1 原則としてお部屋の内装や設備に変更を加えることは認められません。

ただし、介護保険を利用してご自身で手すりを設置する等、京都市住宅供給公社へ申請していただき、やむを得ない事情があり管理上支障がないと認められない場合は、条件を付して認められる場合があります。

なお、設置費用については自己負担となります。



Q2 原状変更として適切な改修とは、どのようなものがありますか？

A2 現在承認されている適切な改修例は、次のとおりです。

- ・ 手すり取付
（※構造上設置できない場所があります。）
- ・ 浴室扉を折戸に取替
（※四方アタッチメント工法に限ります。）
- ・ 浴槽の取替
- ・ 風呂釜から風呂給湯器へ取替

原状変更の申請に関するお問い合わせは、
京都市住宅供給公社 調整課 管理第一担当（TEL 075-223-2707）まで
お願いします。